

施術者及び施術団体 各位

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局長

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る
療養費支給申請に関する留意事項について（通知）

平素より、静岡県後期高齢者医療広域連合の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費支給申請に関する留意事項について下記のとおり整理しましたので、必ずご確認の上、申請書を提出するようお願いします。

記

1 受領委任開始後の取扱いについて

平成 31 年 1 月 1 日より施術者等が患者等に代わって療養費の支給申請を行う「受領委任制度」が導入されておりますが、当広域連合につきましては、**令和 2 年 9 月 1 日 施術分**から同制度に参加、移行します。受領委任の取扱いを希望される場合は、事前に施術所の所在地を管轄する地方厚生(支)局にて手続きをお願いします。詳しくは、地方厚生局の各ウェブページ（静岡県は東海北陸厚生局。裏面 URL 参照）に掲載されておりますので、ご確認ください。

なお、受領委任取扱い開始後、申請書や総括票等は所定の様式を使用いただくこととなります。**異なる様式での申請は全て返戻となりますので、ご注意ください。**

2 広域連合への届出について

令和 2 年 4 月 2 1 日付け 02 静後広事第 1 4 号、及び同年 6 月 2 6 日付け同第 3 8 9 号にて通知済ですが、受領委任制度取扱い開始にあたり、**「はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧の施術療養費請求に関する届出」**を事前に広域連合へ直接郵送にて提出いただきますようお願いいたします（裏面 URL 参照）。**届出が無い、若しくは届出と異なる申請は全て返戻となりますので、ご注意ください。**

なお、届出いただいた口座に変更が生じた場合等には、随時、変更の届出区分にてご提出いただきますようお願いいたします。**変更後口座での支給決定は、変更前口座での申請及び支給決定が完了次第となりますので、予めご承知おきください。**

裏面に続く

【参照 URL】

- ・東海北陸厚生局（受領委任の取扱いに関する申し出、受領委任取扱い施術所一覧）
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/newpage_00084/html
- ・静岡県後期高齢者医療広域連合（届出様式のダウンロード）
<https://www.shizuoka-ki.jp/about/index29.html>

3 療養費申請における留意事項

受領委任制度への移行に伴う申請書記載事項等の主な変更点は以下のとおりです。移行後は、他の受領委任制度取扱い保険者と原則同様の取扱いとなります。

なお、**申請書提出先は、引き続き、保険証に記載のある住所の市町担当窓口です。**

項目	変更前 (代理受領:令和2年8月施術分以前)	変更後 (受領委任:令和2年9月施術分以降)
登録記号番号 の記載	任意	必須
申請書	必要事項の記載があれば様式不問	様式第6号(はり・きゅう) 様式第6号の2(マッサージ)
署名・押印 (※)	押印必須	署名の場合は押印不要 (代筆の場合は押印が必要)
往療理由	申請書の摘要欄に記載	往療内訳表に記載
施術証明欄	摘要欄に実際の施術者と施術日を記載し、その中の中心的施術者が施術証明欄に記載	・施術証明欄は施術管理者が記載 ・摘要欄に実際の施術者と施術日を記載
総括票	任意	必須 様式第8号(総括票Ⅰ) 様式第9号(総括票Ⅱ)

※スタンプ印は不可。

4 不正請求への対応について

当広域連合では社会問題になっている療養費不正請求に対応するため、審査時における同意書と診療報酬明細書(レセプト)との突合検査や、被保険者や同意医療機関に対する訪問等の調査を実施しております。

調査において悪質な不正行為が発覚した場合は、それまで支給した療養費の返還を請求し、以降5年間の代理受領を中止した上で報道機関に公表し、事案によっては刑事告訴いたします。

なお、受領委任取扱い開始後は、厚生(支)局及び県が指導・監査者となりますが、不正行為に対しては引き続き療養費の返還請求、刑事告訴等の対応を行いますので、適正な療養費申請に努めていただきますようお願いいたします。

静岡県後期高齢者医療広域連合
第2医療給付室
TEL 054-270-5530